

エコロジー総合研究所株式会社
「岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成29年12月27日
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業計画段階環境配慮書」について、エコロジー総合研究所株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 岩手県一関市及び気仙郡住田町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大72,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年10月 4日
環境大臣意見受理	平成29年12月 8日
経済産業大臣意見	平成29年12月27日

問合せ先：電力安全課 高須賀、岡田
電話03-3501-1742(直通)

エコロジー総合研究所株式会社「岩手銀河(1)及び(2)ウインド
ファーム建設事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 事業計画の見直し

2. (3)により、特にイヌワシの生息について、あらゆる環境保全措置を講じてもなお本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、本事業の取り止めも含めた事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

(4) 方法書以降の環境影響評価図書の作成

本配慮書では、事業実施想定区域の設定に至った検討過程の説明が十分ではなく、また、計画段階配慮事項として選定した環境要素に関し、調査、予測及び評価の結果が記載されていないなど、環境影響評価図書として不十分な点が見られる。

このため、方法書以降の環境影響評価図書の作成に当たっては、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等の検討の経緯等について、その客観的な根拠となる情報も含めて、適切かつ正確に記載すること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への

影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)により国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されている。特にイヌワシについては、事業実施想定区域の周辺において複数のペアが営巣していること等から、本事業の実施に伴う重大な影響を回避又は十分に低減できない可能性が極めて高い。

このため、イヌワシの生息に対する影響については、本事業の実施に伴う重大な影響を回避又は十分に低減できない可能性が極めて高いことを認識し、それでもなお方法書以降の検討を進める場合には、既設風力発電所における衝突事故に関する知見や、関係団体及び専門家等からの助言を踏まえ、適切な手法(期間・時期、地域・地点等)により生息に係る実態調査を含む調査・予測・評価を実施すること。それにより、イヌワシの行動圏、高利用域、採食地、営巣中心域及びそれらの移動経路等を明らかにした上で、その結果を踏まえ、本事業の実施に伴うイヌワシの生息に対する重大な影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 景観に対する影響

事業実施想定区域は景観資源である「阿原山高原」に隣接しており、また、周辺には「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき国指定文化財(名勝)に指定された「イーハトーブの風景地(種山が原)」等の主要な眺望点が存在しているため、本事業の実施により、重要な眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な展望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、関係自治体の意見に加え、専門家、管理者及び利用者等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。